

第2期 宮若市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年2月
宮 若 市



はじめに

我が国においては、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するというのが次代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、幼児期の学校教育・保育と地域の子ども・子育て支援策を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートいたしました。

新制度でのまちづくりのために宮若市におきましては、「宮若市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～31年度）」を策定し、子育て世代が安心して子どもを生み、育てることができるよう子ども・子育て施策を推進してまいりました。

この数年においては、保育園等の待機児童対策が喫緊の課題となっているため、保育士等への就労支援給付金や家賃補助金等の独自補助制度を創設し、保育士等の確保及び離職防止に努めております。また、障がい児保育の支援事業や就学前児童への英語教育推進事業等を実施し、子育て環境の整備に積極的に取り組んでまいりました。

「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」につきましましては、第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の実績と課題を踏まえ、その取組を計画的に推進するため、宮若市子ども・子育て会議で議論していただき、策定いたしております。

今後、本計画の実現のために、行政機関、関係機関、事業所、地域、家庭が相互に連携し、子育てに関わる社会環境の変化などに的確かつ柔軟に対応することにより、宮若市が輝くふるさととなりますよう、着実に事業を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、パブリックコメントを通して貴重なご意見をいただいた皆様やご尽力いただきました宮若市子ども・子育て会議の委員の皆様から感謝申し上げますとともに、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月

宮若市長
有吉 信

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景及び趣旨 | 1 |
| 2. 計画の性格と位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 4. 計画の策定体制 | 3 |
| (1) 第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の検証 | 3 |
| (2) 宮若市子ども・子育て会議の設置 | 3 |
| (3) パブリックコメントの実施 | 3 |
| 第2章 宮若市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状 | 5 |
| 1. 人口の推移 | 5 |
| (1) 人口構造 | 5 |
| (2) 総人口の推移 | 5 |
| (3) 年齢3区分別人口 | 6 |
| (4) 児童人口の推移 | 7 |
| 2. 出生の動向 | 8 |
| (1) 出生数の推移 | 8 |
| (2) 合計特殊出生率の推移 | 8 |
| (3) 出生率・死亡率の推移 | 9 |
| 3. 婚姻の動向 | 10 |
| (1) 婚姻件数・離婚件数の推移 | 10 |
| (2) 婚姻率の推移 | 10 |
| (3) 未婚率 | 11 |
| 4. 人口動態 | 12 |
| (1) 人口動態の推移 | 12 |
| (2) 昼夜間人口比率 | 12 |
| 5. 世帯の動向 | 13 |
| (1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移 | 13 |
| (2) 世帯構成 | 14 |
| (3) 18歳未満の児童のいる世帯数 | 14 |
| (4) 1世帯当たりの人員数 | 15 |
| (5) 母子世帯、父子世帯 | 16 |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 6. 就労状況 | 17 |
| (1) 男女別就業率 | 17 |
| (2) 女性の年齢別就業率 | 18 |
| 7. 児童関連施設の状況 | 19 |
| (1) 認可保育所の状況 | 19 |
| (2) 幼稚園の状況 | 20 |
| (3) 認定こども園の状況 | 21 |
| (4) 学童保育所の状況 | 22 |
| (5) 小学校・中学校の状況 | 23 |
| 8. 子どもを取り巻く諸問題 | 25 |
| (1) 全国の児童相談所における相談件数の推移 | 25 |
| (2) 交通事故発生状況 | 25 |
| (3) 刑法犯発生状況 | 26 |
| 第3章 計画の基本方針 | 27 |
| 1. 基本理念 | 27 |
| 2. 基本目標 | 27 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業計画 | 29 |
| 1. 教育・保育提供区域の設定 | 29 |
| 2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策 | 30 |
| (1) 教育・保育施設 | 30 |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策 | 35 |
| (1) 時間外保育事業（延長保育事業） | 35 |
| (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） | 36 |
| (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 37 |
| (4) 地域子育て支援拠点事業 | 37 |
| (5) 一時預かり事業 | 38 |
| (6) 病児保育事業 | 42 |
| (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児] | 43 |
| (8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 43 |
| (9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 43 |
| (10) 利用者支援事業 | 44 |
| (11) 妊婦健康診査 | 45 |
| (12) 乳児家庭全戸訪問事業 | 45 |
| (13) 養育支援訪問事業 | 46 |

| | |
|---|-----------|
| 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策 | 47 |
| (1) 認定こども園の普及の推進 | 47 |
| 5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 | 47 |
| (1) 外国につながる幼児への支援・配慮 | 47 |
| (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上 | 47 |
| (3) 保幼小連携の取組の推進 | 47 |
| (4) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮 | 47 |
| (5) 特定教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施 | 47 |
| (6) 特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた 運営改善の推進 | 48 |
| (7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置 | 48 |
| (8) 保育充実事業の取組 | 48 |
| (9) 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 48 |
| (10) 児童虐待防止対策の取組 | 48 |
| 第5章 推進体制 | 49 |
| 1. 計画の周知 | 49 |
| 2. 関係機関との連携・協働 | 49 |
| 3. 計画の進捗状況の管理・評価 | 49 |
| 資料編 | 51 |
| 1. 宮若市子ども・子育て会議条例 | 51 |
| 2. 宮若市子ども・子育て会議委員名簿 | 53 |
| 3. 宮若市子ども・子育て支援事業計画策定経過 | 54 |

第 1 章
【計画の概要】

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市においては、平成19年3月に策定した「宮若市次世代育成支援行動計画」の基本理念である『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を踏まえ、子どもが笑顔で育ち、子育てがしやすい環境整備を進めてまいりました。平成25年度には、18歳未満のお子さんのいる世帯で、保育園入所中のお子さんについて、保育料の減免（第2子半額、第3子以降無料）を行っています。

平成27年3月に「宮若市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど様々な子育て支援事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるような様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、この数年においては、保育園の入所希望児童の増加に伴い、待機児童の解消や保育士確保が喫緊の課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保に努めているところであります。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育ての暮らしやあり方が多様化していく中で、子育てに対する孤立感や不安感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援法に基づく「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、「第2次宮若市総合計画」（2018年度～2027年度）を上位計画とし、「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画（宮若市障がい児福祉計画（第1期）」その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|-----------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| 計 画 期 間 | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し 期間 | 次 期 計 画 期 間 | | | | |
| | | | | | 随 時 見 直 し | | | | |

4. 計画の策定体制

(1) 第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の検証

第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画では、地域全体で子育てを見守り、支援する体制づくりを推進してきました。本計画の策定にあたっては、第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画における平成26年度から平成30年度までの事業実績を検証して、策定しています。

幼児期の教育・保育や地域子育て支援事業に係る需要量の見込みと提供体制の確保等について、宮若市子ども・子育て会議において進捗状況を報告し、意見の反映を行いました。

(2) 宮若市子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「宮若市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。本市では、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を市の公式ホームページや主要施設において1ヶ月間公表し、これに対する意見を募集しました。

第2章

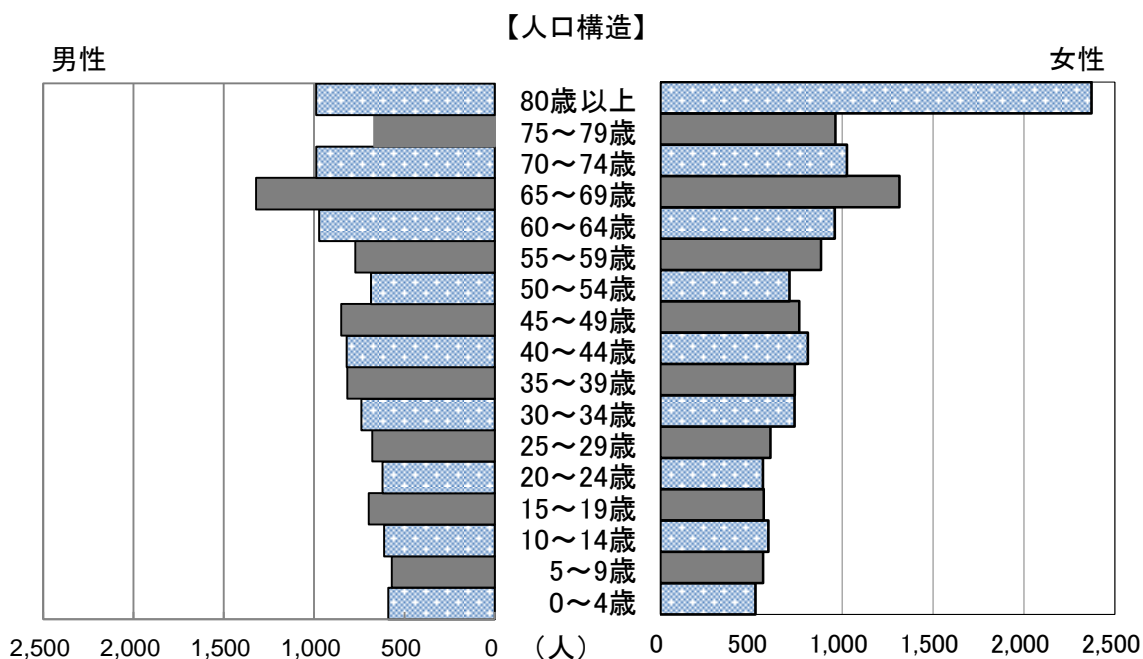
【宮若市の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状】

第2章 宮若市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移

(1) 人口構造

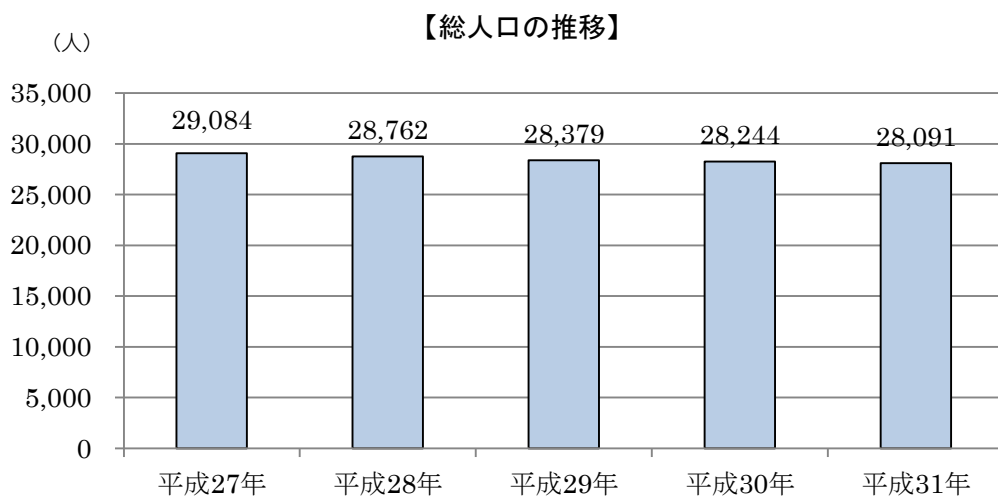
本市の人口構造をみると、80歳以上の女性が最も多く特徴的です。



※資料：住民基本台帳（平成31年3月末時点）

(2) 総人口の推移

本市の人口は、平成27年の29,084人から平成31年の28,091人へと、緩やかな減少傾向を示しています。

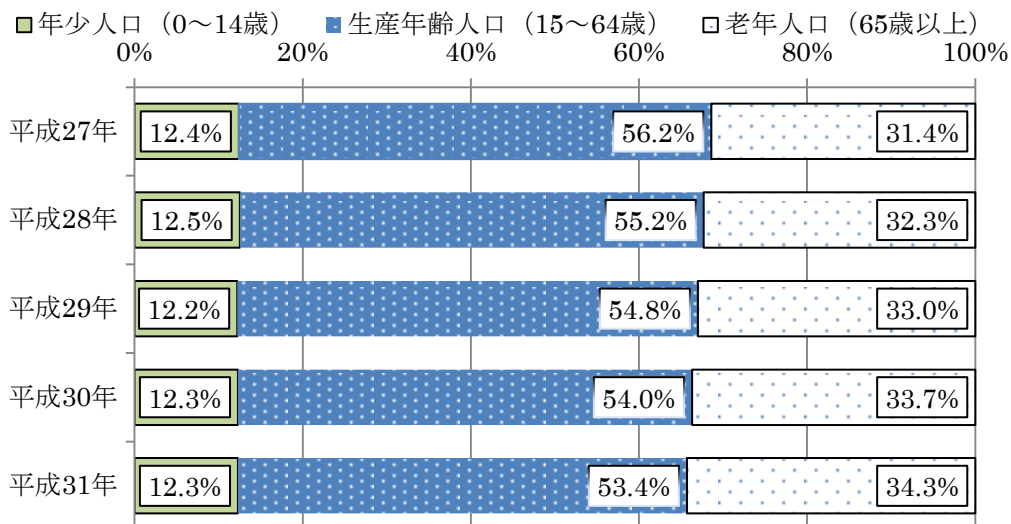


※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(3) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の比率はほぼ横ばいの状態で推移していますが、老年人口（65歳以上）は平成27年以降増加しており、高齢化が進行していることがわかります。

【年齢3区分別人口割合の推移】

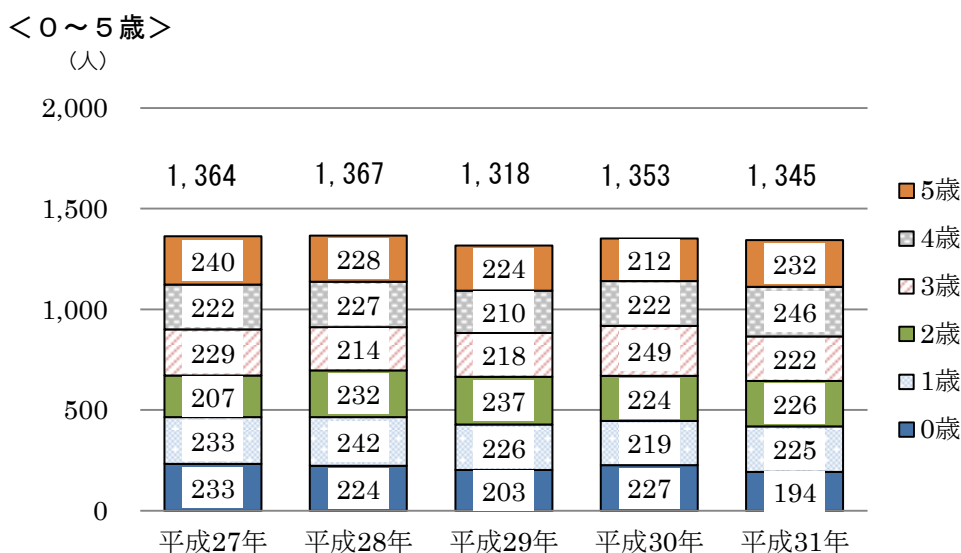


※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

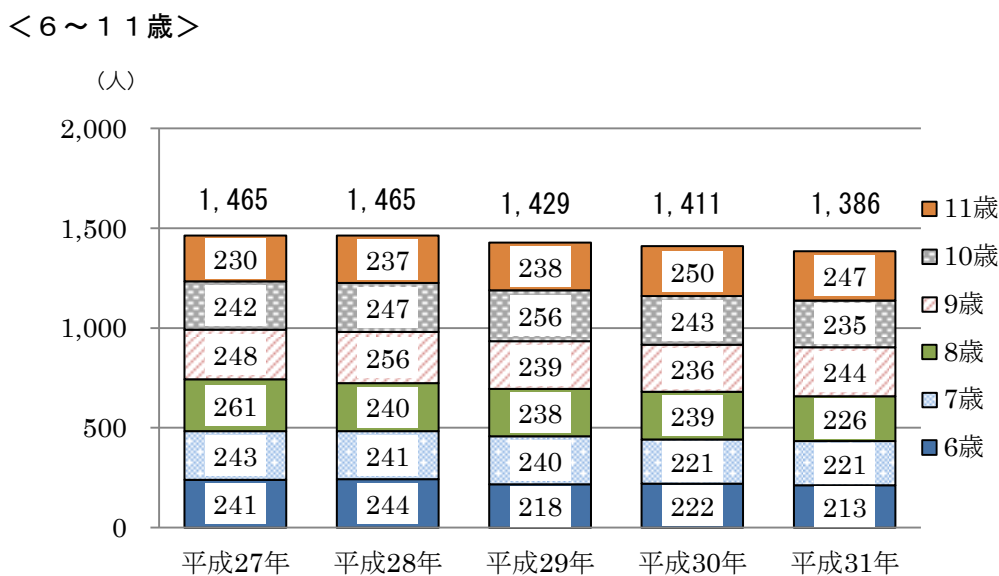
(4) 児童人口の推移

本市の児童人口をみると、0歳～5歳までの就学前児童はおおむね1,350人前後で推移しています。また、6歳～11歳までの児童人口は平成27年度以降ゆるやかに減少しています。

【児童人口の推移】



※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

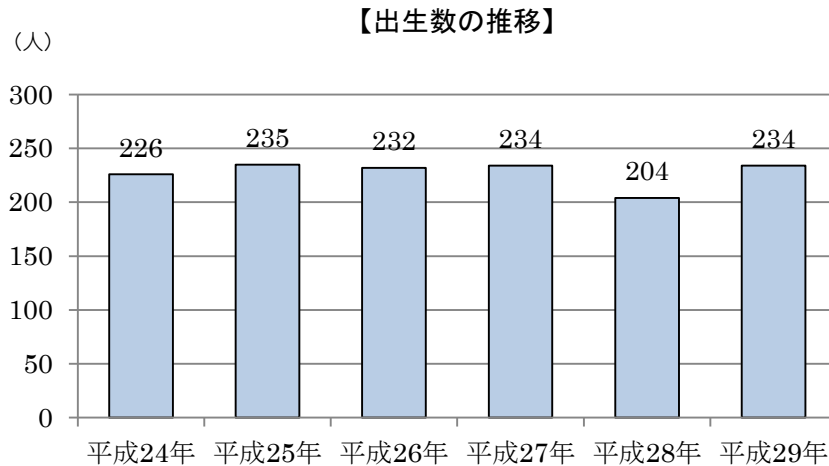


※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

2. 出生の動向

(1) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成24年から230人前後で推移しています。平成28年のみ減少しましたが、平成29年には増加に転じており、234人となっています。

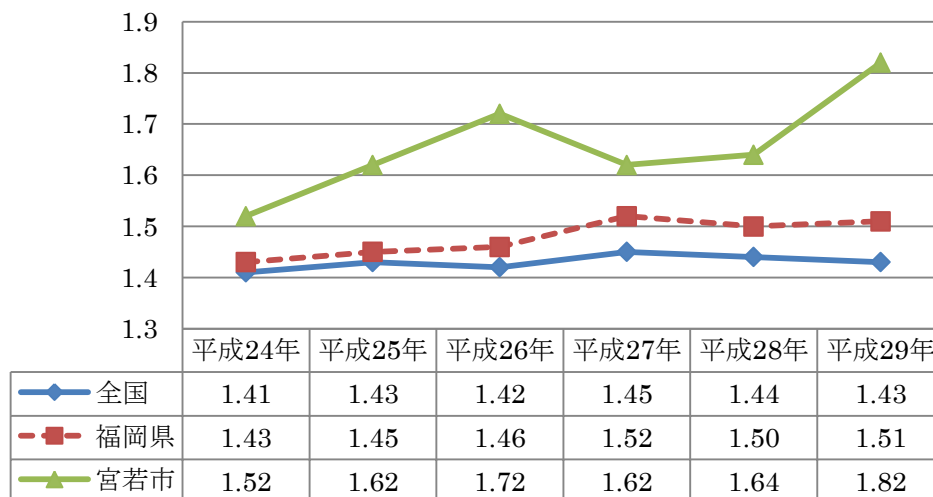


※資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、国・県を上回って推移しており、平成29年では1.82となっています。

【合計特殊出生率の推移（国・県との比較）】

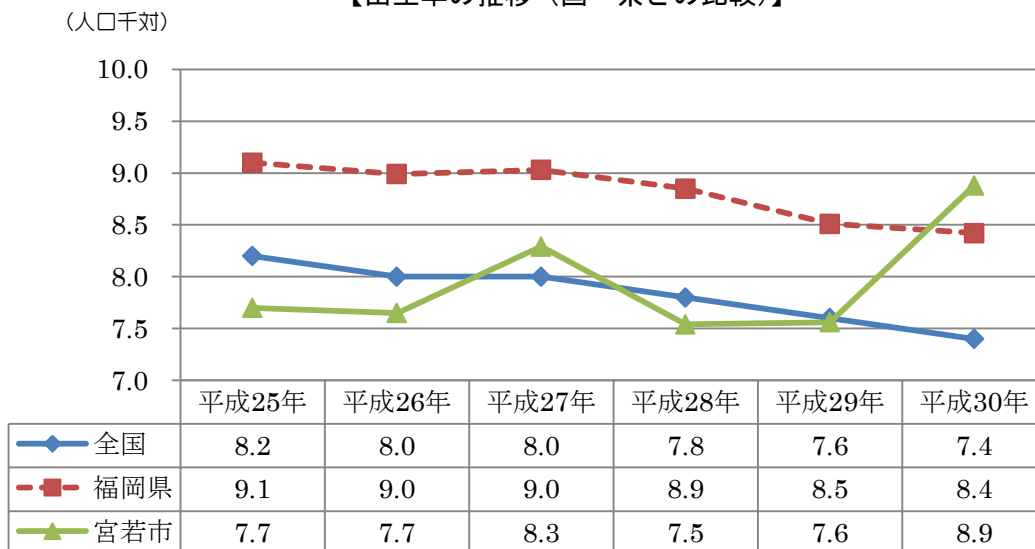


※資料：人口動態統計

(3) 出生率・死亡率の推移

出生率は、平成27年は国を上回りましたが、平成28年には減少に転じ、平成30年は国・県を上回っています。また、死亡率は国・県を大幅に上回っています。

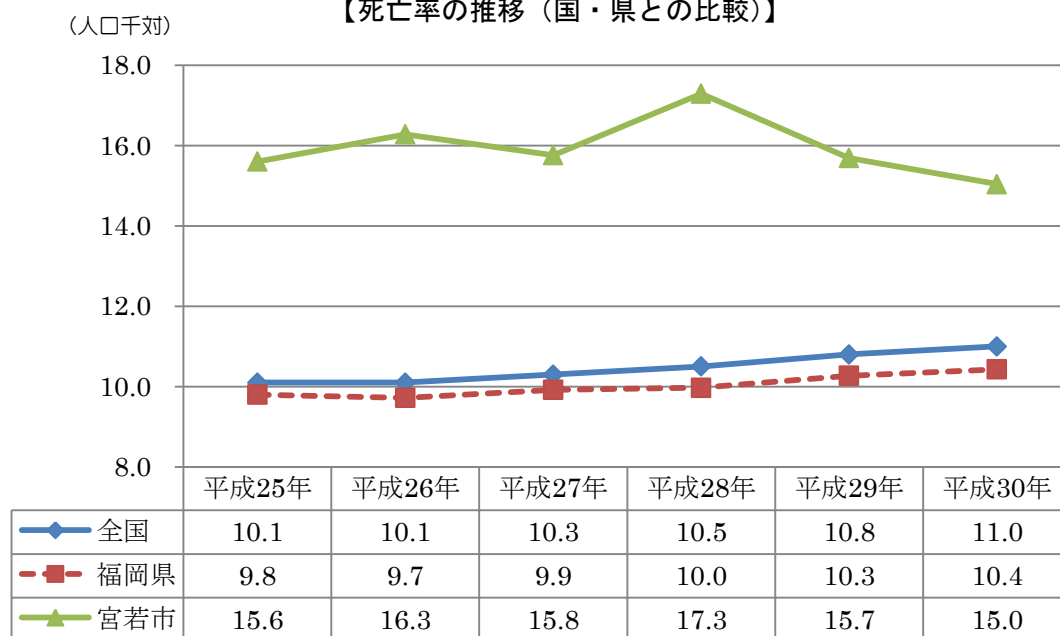
【出生率の推移（国・県との比較）】



※資料：人口動態統計

※出生率（人口千比）：各年10月1日現在推計人口に対する割合（全国・県）

【死亡率の推移（国・県との比較）】



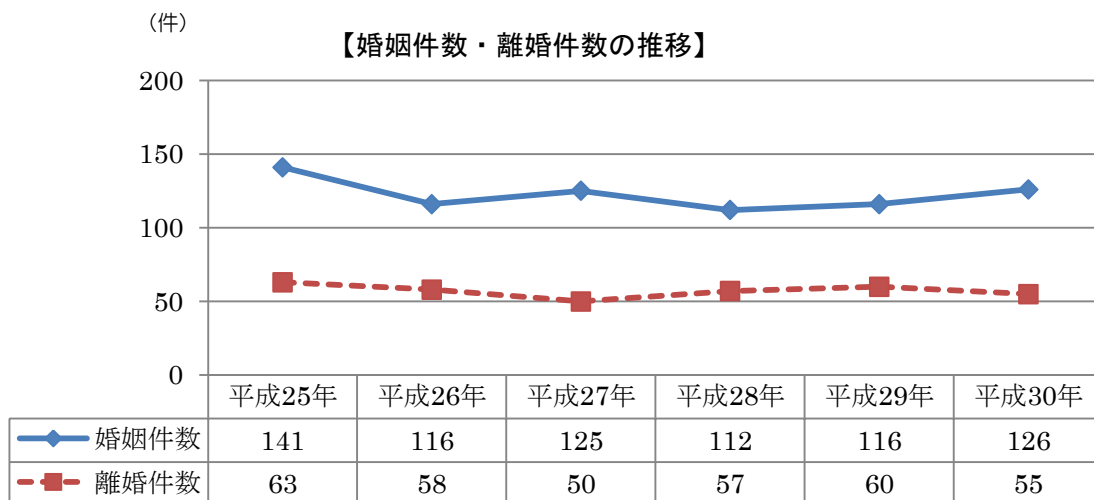
※資料：人口動態統計

※死亡率（人口千比）：各年10月1日現在推計人口に対する割合（全国・県）

3. 婚姻の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

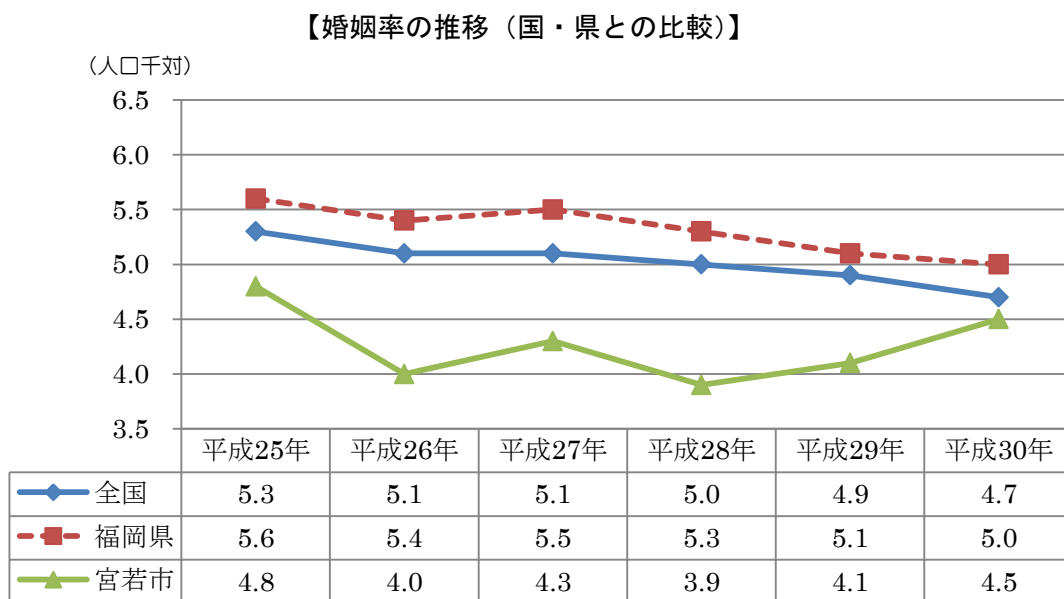
本市の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成27年から平成28年にかけて減少していましたが、平成28年から増加に転じ、126件となっています。また、離婚件数は平成27年に50件でしたが、おおむね60件前後で増減を繰り返しています。



※資料：人口動態統計

(2) 婚姻率の推移

婚姻率は平成25年からおおむね4.0前後で推移していますが、平成28年から増加に転じ、平成30年は4.5となっています。しかし、国・県より低い水準で推移しており、全国・県内でも特に婚姻率が低い地域であることがわかります。



※資料：人口動態統計

※婚姻率（人口千比）：各年10月1日現在推計人口に対する割合（全国・県）

(3) 未婚率

平成27年現在の15歳以上の未婚率をみると、男性は31.6%、女性は20.7%となっており、男性の方が高くなっています。特に男性の35歳～49歳では県より5ポイント以上高く、女性の20歳～29歳では、県より5ポイント以上低くなっています。

15歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、本市の未婚率は男女ともに県より低い水準で推移していましたが、男性の未婚率は平成27年に県を上回りましたが、女性の未婚率はほぼ横ばいで推移しています。

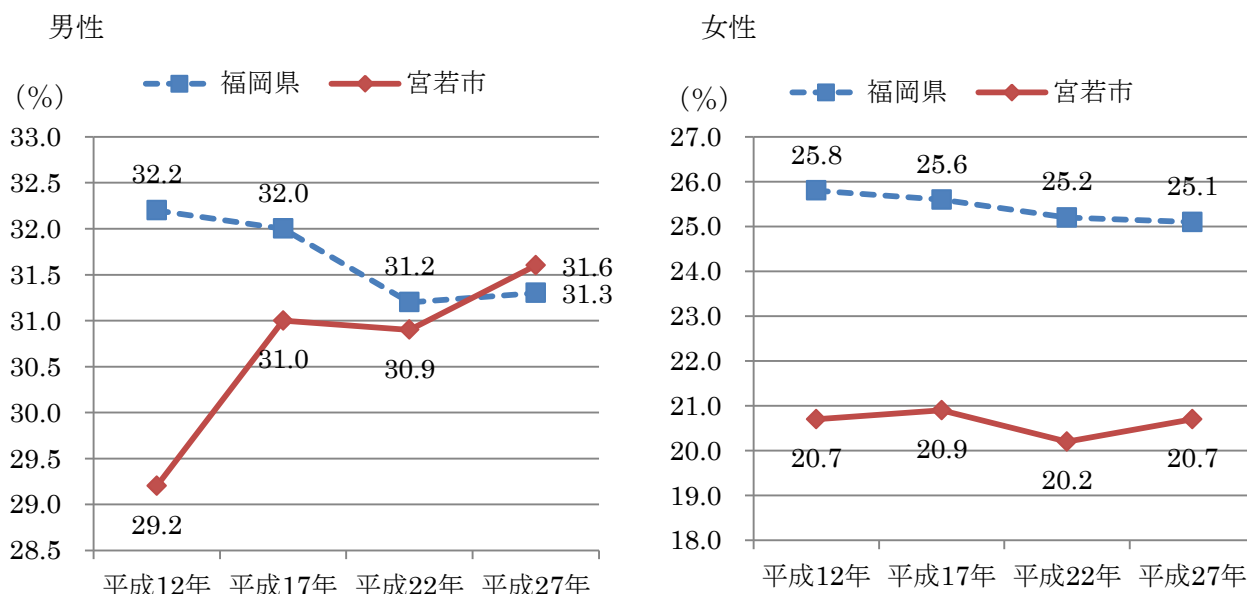
【性別年代別未婚率（男女15～49歳）】

(単位：人)

| | 男性 | | | | 女性 | | | |
|---------|--------|----------|-------|------------|--------|----------|-------|------------|
| | 宮若市 | | | 福岡県 未婚率 | 宮若市 | | | 福岡県 未婚率 |
| | 総数 | 未婚 実数 | 未婚率 | | 総数 | 未婚 実数 | 未婚率 | |
| 15歳以上総数 | 11,292 | 3,569 | 31.6% | 31.3% | 13,309 | 2,751 | 20.7% | 25.1% |
| 15～19歳 | 597 | 595 | 99.7% | 99.6% | 565 | 560 | 99.1% | 99.3% |
| 20～24歳 | 574 | 509 | 88.7% | 93.8% | 515 | 431 | 83.7% | 90.7% |
| 25～29歳 | 657 | 451 | 68.6% | 70.4% | 652 | 344 | 52.8% | 62.7% |
| 30～34歳 | 755 | 340 | 45.0% | 44.4% | 688 | 232 | 33.7% | 37.0% |
| 35～39歳 | 779 | 297 | 38.1% | 32.7% | 794 | 220 | 27.7% | 26.1% |
| 40～44歳 | 854 | 321 | 37.6% | 27.7% | 781 | 201 | 25.7% | 21.1% |
| 45～49歳 | 646 | 210 | 32.5% | 24.3% | 687 | 122 | 17.8% | 18.2% |

※資料：平成27年国勢調査

【性別（男女15歳以上総数）未婚率の推移（県との比較）】



※資料：国勢調査

4. 人口動態

(1) 人口動態の推移

平成25年度から30年度にかけての人口動態の推移をみると、本市の人口はいずれの年も減少しています。自然増減の死亡数が出生数を上回り、社会増減の転出が転入を上回っていることが総人口の減少の要因となっていることがわかります。

【人口動態の推移】

(単位：人)

| | | 人口増減 | 自然増減 | | 社会増減 | |
|-----|-------|-------|--------|--------|---------|---------|
| | | | 出生 | 死亡 | 転入 | 転出 |
| 福岡県 | 平成25年 | 5,344 | 46,147 | 50,112 | 282,365 | 273,056 |
| | 平成26年 | 1,801 | 45,774 | 49,460 | 277,721 | 272,234 |
| | 平成27年 | 566 | 46,005 | 50,529 | 281,197 | 276,107 |
| | 平成28年 | 5,151 | 45,165 | 50,875 | 281,425 | 270,564 |
| | 平成29年 | 3,631 | 43,444 | 52,458 | 284,864 | 272,219 |
| | 平成30年 | 1,156 | 43,041 | 53,284 | 285,771 | 274,372 |
| 宮若市 | 平成25年 | -300 | 238 | 441 | 1,062 | 1,159 |
| | 平成26年 | -510 | 221 | 470 | 1,027 | 1,288 |
| | 平成27年 | -377 | 235 | 447 | 1,027 | 1,192 |
| | 平成28年 | -330 | 212 | 486 | 1,026 | 1,082 |
| | 平成29年 | -314 | 210 | 436 | 1,026 | 1,114 |
| | 平成30年 | -104 | 244 | 413 | 1,198 | 1,133 |

※資料：年報「福岡県の人口と世帯」

(2) 昼夜間人口比率

平成27年現在の昼夜間人口比率は126.1%となっており、昼間は本市以外から通勤通学のため、人が集まって来ていることがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位：人)

| | 昼間人口(A) | 常住人口(B) | 昼夜間人口比(A/B) |
|-----|-----------|-----------|-------------|
| 福岡県 | 5,105,438 | 5,101,556 | 100.1 |
| 宮若市 | 35,445 | 28,112 | 126.1 |

※資料：平成27年国勢調査

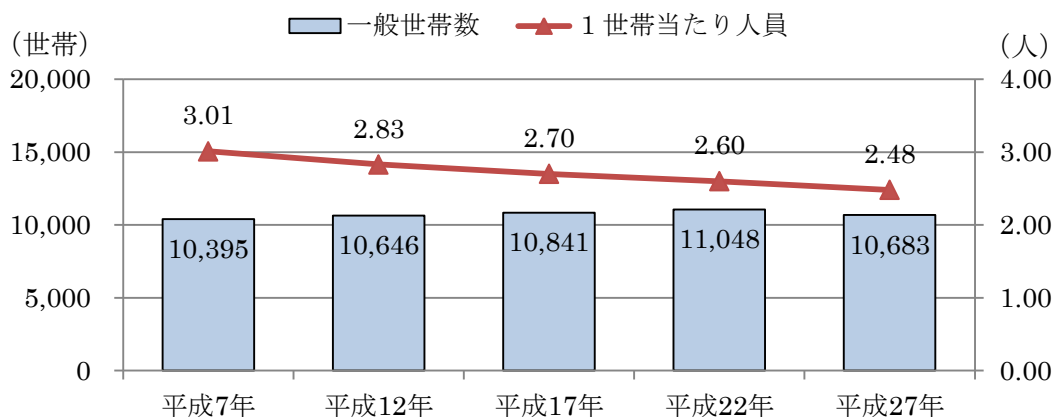
5. 世帯の動向

(1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

一般世帯数は、平成7年から平成27年まで緩やかな増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

国・県では、一般世帯数は年々増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は本市と同様に減少傾向にあることから、全国・県内においても核家族化の進行がうかがえます。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移】



※資料：国勢調査

◇核家族：社会における家族の形態のひとつ。夫婦や親子だけで構成される家族のこと。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移（国・県との比較）】

(単位：世帯、人)

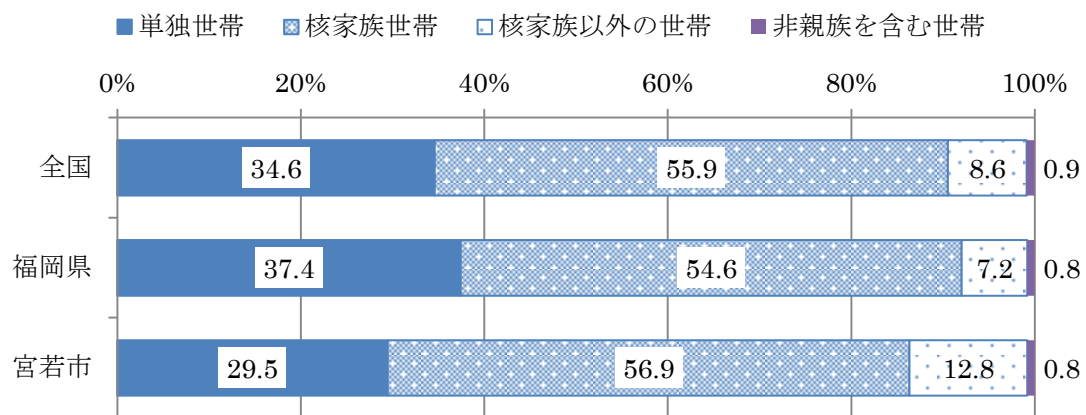
| | | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 全 国 | 一般世帯数 | 43,899,923 | 46,782,383 | 49,062,530 | 51,842,307 | 53,331,797 |
| | 1世帯当たり人員 | 2.82 | 2.67 | 2.55 | 2.42 | 2.33 |
| 福岡県 | 一般世帯数 | 1,774,183 | 1,906,862 | 1,984,662 | 2,106,654 | 2,196,617 |
| | 1世帯当たり人員 | 2.72 | 2.57 | 2.47 | 2.35 | 2.26 |
| 宮若市 | 一般世帯数 | 10,395 | 10,646 | 10,841 | 11,048 | 10,683 |
| | 1世帯当たり人員 | 3.01 | 2.83 | 2.70 | 2.60 | 2.48 |

※資料：国勢調査

(2) 世帯構成

平成27年現在の世帯構成を国・県と比較すると、本市は核家族世帯が56.9%と、国・県と同様に世帯構成の中で最も多くなっています。

【世帯構成（国・県との比較）】



※資料：平成27年国勢調査
 ※端数調整のため、割合の合計が100%にならない場合がある。
 ※世帯の家族類型「不詳」を除く。

- ◇単 独 世 帯：世帯構造の一つの分類で、世帯員が一人だけの世帯。具体的には、未婚のほか、離婚・死別・子供の独立などにより、単身（ひとり）で暮らす人のこと。
- ◇核 家 族 世 帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。また、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- ◇核家族以外の世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯。
- ◇非親族を含む世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

(3) 18歳未満の児童のいる世帯数

本市の平成27年現在での一般世帯に占める18歳未満の児童のいる世帯数は2,263世帯となっており、その割合は国・県と大きな違いはみられません。

【一般世帯における18歳未満の児童のいる世帯数（国・県との比較）】

(単位：人)

| | 一般世帯数(A) | 18歳未満の児童のいる世帯数(B) | (B)/(A) |
|-----|------------|-------------------|---------|
| 全 国 | 53,331,797 | 11,471,850 | 21.5% |
| 福岡県 | 2,196,617 | 469,976 | 21.4% |
| 宮若市 | 10,683 | 2,263 | 21.2% |

※資料：平成27年国勢調査

(4) 1世帯当たりの人員数

本市の1世帯当たりの人員数をみると、福岡県内60市町村中第34位となっており、県平均2.26人と比較すると本市は2.48人で、1世帯当たりの人員がやや多い地域であることがわかります。

【1世帯当たりの人員数】

(単位：人)

| 順位 | 自治体名 | 人員数 (世帯) | 順位 | 自治体名 | 人員数 (世帯) | 順位 | 自治体名 | 人員数 (世帯) |
|----|------|-------------|----|------|-------------|----|------|-------------|
| 1 | 大木町 | 3.05 | 23 | 福津市 | 2.56 | 45 | 直方市 | 2.37 |
| 2 | 大刀洗町 | 2.91 | 24 | みやこ町 | 2.55 | 46 | 嘉麻市 | 2.36 |
| 3 | うきは市 | 2.90 | | 遠賀町 | 2.55 | | 大任町 | 2.36 |
| 4 | 筑前町 | 2.88 | 26 | 古賀市 | 2.54 | | 添田町 | 2.36 |
| 5 | みやま市 | 2.86 | 27 | 赤村 | 2.53 | 49 | 香春町 | 2.35 |
| 6 | 久山町 | 2.85 | | 志免町 | 2.53 | | 中間市 | 2.35 |
| 7 | 柳川市 | 2.81 | 29 | 桂川町 | 2.51 | 51 | 水巻町 | 2.33 |
| | 八女市 | 2.81 | | 吉富町 | 2.51 | 52 | 大牟田市 | 2.29 |
| 9 | 東峰村 | 2.80 | 31 | 粕屋町 | 2.50 | 53 | 飯塚市 | 2.28 |
| 10 | 広川町 | 2.77 | | 春日市 | 2.50 | 54 | 糸田町 | 2.26 |
| 11 | 宇美町 | 2.73 | | 筑紫野市 | 2.50 | 55 | 小竹町 | 2.24 |
| 12 | 糸島市 | 2.72 | 34 | 宮若市 | 2.48 | | 苅田町 | 2.24 |
| | 筑後市 | 2.72 | 35 | 鞍手町 | 2.45 | 57 | 川崎町 | 2.20 |
| | 新宮町 | 2.72 | | 大野城市 | 2.45 | | 田川市 | 2.20 |
| 15 | 那珂川町 | 2.71 | | 福智町 | 2.45 | 59 | 北九州市 | 2.19 |
| 16 | 小郡市 | 2.69 | 38 | 豊前市 | 2.44 | 60 | 福岡市 | 1.97 |
| | 朝倉市 | 2.69 | 39 | 久留米市 | 2.43 | | | |
| 18 | 大川市 | 2.68 | 40 | 築上町 | 2.42 | | | |
| 19 | 須恵町 | 2.67 | | 宗像市 | 2.42 | | | |
| 20 | 篠栗町 | 2.63 | 42 | 太宰府市 | 2.41 | | | |
| 21 | 上毛町 | 2.61 | | 行橋市 | 2.41 | | | |
| 22 | 岡垣町 | 2.58 | | 芦屋町 | 2.41 | | | |

※資料：人口移動調査（平成27年10月1日現在）

※一世帯当たりの人員数は人口移動調査の「人口／世帯数」で算出

※福岡県の人員数（世帯）は「2.26」、市部は「2.22」

第2章 【宮若市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状】

(5) 母子世帯、父子世帯

平成 27 年現在の本市の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県と同様に 0.2%となっていますが、母子世帯は県を上回っており 2.4%となっています。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

(単位：世帯)

| | 一般世帯数 | 母子世帯数 | | 父子世帯数 | |
|-----|--------|-------|-----------|--------|------|
| | | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 |
| | | 福岡県 | 2,196,617 | 40,071 | 1.8% |
| 宮若市 | 10,683 | 256 | 2.4% | 21 | 0.2% |

※資料：平成 27 年国勢調査

6. 就労状況

(1) 男女別就業率

平成27年現在の男女別就業率は、男性は県より高く、女性は国・県よりも低くなっており、全国より比較的就業率が低い地域であることがわかります。

【男女別就業率の状況（国・県との比較）】

(単位：人)

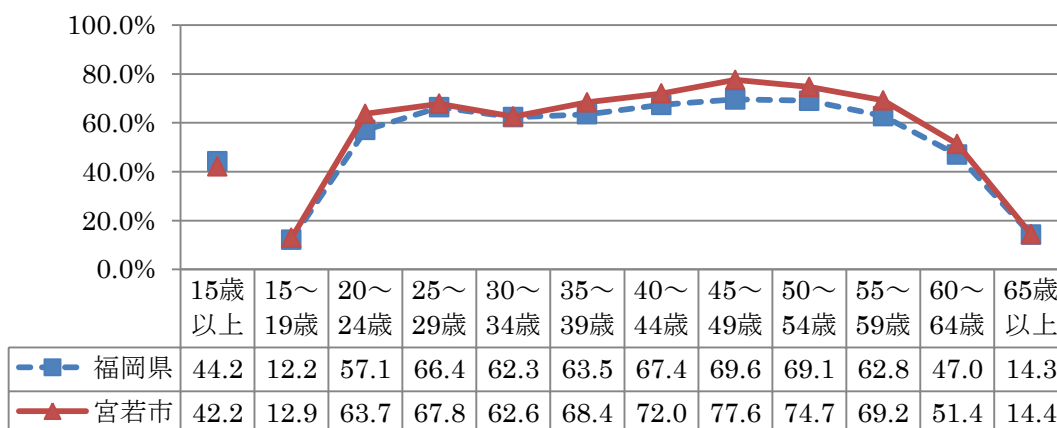
| | 男性 | | | 女性 | | |
|-----|------------|------------|-------|------------|------------|-------|
| | 総数 | 就業者数 | 就業率 | 総数 | 就業者数 | 就業率 |
| 全国 | 52,879,791 | 33,077,703 | 62.6% | 56,874,386 | 25,841,333 | 45.4% |
| 福岡県 | 2,029,235 | 1,223,148 | 60.3% | 2,333,384 | 1,030,947 | 44.2% |
| 宮若市 | 11,292 | 6,843 | 60.6% | 13,309 | 5,618 | 42.2% |

※資料：平成27年国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

平成27年現在の女性の年齢別就業率をみると、県より高くなっていますが、20歳～24歳から45歳～49歳まで上昇傾向にあり、結婚・出産しても働き続ける女性と、子育てが一段落してから再就職する女性も多いことがわかります。

【女性の年齢別就業率（県との比較）】



※資料：平成27年国勢調査

【女性の年齢別就業状況（県との比較）】

(単位：人)

| | 福岡県 | | | 宮若市 | | |
|---------|-----------|-----------|-------|--------|-------|-------|
| | 人口 | 就業者数 | 就業率 | 人口 | 就業者数 | 就業率 |
| 15歳以上総数 | 2,333,384 | 1,030,947 | 44.2% | 13,309 | 5,618 | 42.2% |
| 15～19歳 | 123,231 | 15,024 | 12.2% | 565 | 73 | 12.9% |
| 20～24歳 | 127,063 | 72,494 | 57.1% | 515 | 328 | 63.7% |
| 25～29歳 | 134,465 | 89,245 | 66.4% | 652 | 442 | 67.8% |
| 30～34歳 | 155,718 | 96,943 | 62.3% | 688 | 431 | 62.6% |
| 35～39歳 | 172,601 | 109,574 | 63.5% | 794 | 543 | 68.4% |
| 40～44歳 | 190,248 | 128,271 | 67.4% | 781 | 562 | 72.0% |
| 45～49歳 | 166,991 | 116,290 | 69.6% | 687 | 533 | 77.6% |
| 50～54歳 | 156,089 | 107,813 | 69.1% | 827 | 618 | 74.7% |
| 55～59歳 | 158,319 | 99,475 | 62.8% | 946 | 655 | 69.2% |
| 60～64歳 | 184,257 | 86,582 | 47.0% | 1,213 | 623 | 51.4% |
| 65歳以上 | 764,402 | 109,236 | 14.3% | 5,641 | 810 | 14.4% |

※資料：平成27年国勢調査

7. 児童関連施設の状況

(1) 認可保育所の状況

本市の認可保育所は、私立4箇所となっています。公立保育所（宮若市立第2保育所）は平成31年3月末閉園し、私立保育園（なないろ保育園2）が、平成31年4月に新設されました。

0～5歳児の入所対象児童数は平成27年度以降1,350人前後となっており、入所児童数は平成27年度から年々増加しています。

入所対象児童のうち保育所（園）を利用している児童の割合（利用率）は、平成30年度で33.92%となっています。

| 区分 (公立・私立) | 名称 | 所在地 | 定員 (人) | 開所時間 (延長含む) |
|---------------|----------|---------|-----------|----------------|
| 私立 | 宮田保育園 | 宮田124番地 | 150 | 7:00～19:00 |
| 私立 | 福丸保育園 | 福丸504番地 | 120 | 7:00～19:00 |
| 私立 | なないろ保育園 | 本城445番地 | 90 | 7:00～19:00 |
| 私立 | なないろ保育園2 | 本城441番地 | 75 | 7:00～19:00 |
| 計 | | | 435 | |

※資料：子育て福祉課（基準日 平成31年4月1日）

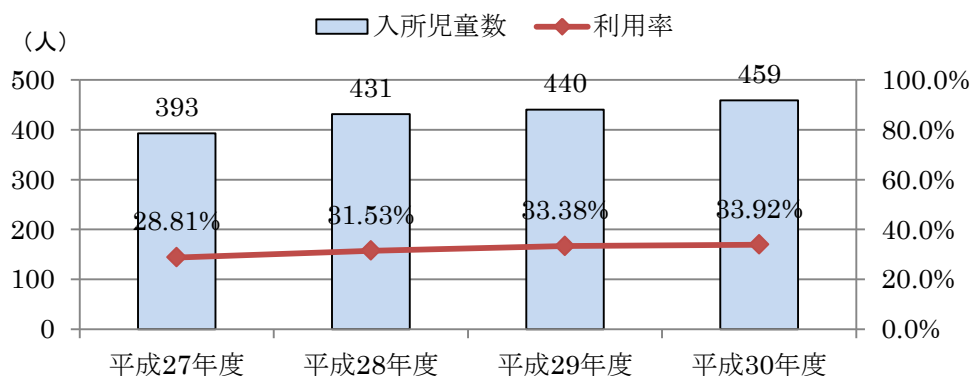
【認可保育所（園）の入所対象児童数、入所児童数などの推移】

（単位：箇所、人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所（園）数（箇所） | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 入所対象児童数(0-5歳) A | 1,364 | 1,367 | 1,318 | 1,353 |
| 入所児童数(4月1日時点) B | 393 | 431 | 440 | 459 |
| 利用率(B/A) | 28.81% | 31.53% | 33.38% | 33.92% |

※資料：子育て福祉課（基準日 各年4月1日）

【認可保育所（園）の入所児童数、利用率の推移】



※資料：子育て福祉課（基準日 各年4月1日）

(2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は公立3箇所となっています。

入園対象児童数(3~5歳)、園児数ともに、平成27年度からは、横ばい傾向にあります。

入園対象児童のうち幼稚園を利用している児童の割合(利用率)も平成27年度から横ばい傾向にあります。

| 区分 (公立・私立) | 名称 | 所在地 | 定員 (人) | 開所時間 |
|---------------|--------|------------|-----------|------------|
| 公立 | 宮田南幼稚園 | 宮田 3461 番地 | 70 | 8:30~14:30 |
| 公立 | 宮田北幼稚園 | 龍徳 1464 番地 | 70 | 8:30~14:30 |
| 公立 | 若宮幼稚園 | 竹原 5 番地 1 | 200 | 8:30~14:30 |
| 計 | | | 340 | |

※資料：教育総務課（基準日 平成31年4月1日）

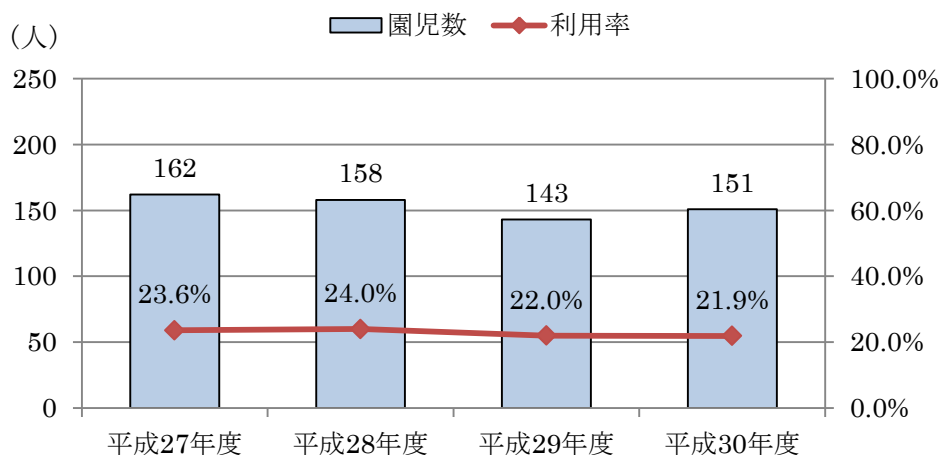
【幼稚園の入園対象児童数、園児数などの推移】

(単位：箇所、人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園数(箇所) | 6 | 6 | 4 | 4 |
| 入園対象児童数(3-5歳) A | 687 | 658 | 650 | 688 |
| 園児数(5月1日時点) B | 162 | 158 | 143 | 151 |
| 利用率 (B/A) | 23.6% | 24.0% | 22.0% | 21.9% |

※資料：教育総務課（基準日 各年5月1日）

【幼稚園の園児数、利用率の推移】



※資料：教育総務課（基準日 各年5月1日）

(3) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は私立1箇所となっています。公立認定こども園（宮若市立認定こども園さくら幼児園）は平成31年3月末閉園し、私立認定こども園（宮若さくらこども園）が、平成31年4月に新設されました。

幼稚園籍園児数は平成27年度から減少傾向にありましたが、平成30年度に3歳児教育を開始したため増加傾向にあります。

| 区分 (公立・私立) | 名称 | 所在地 | 定員 (人) | 開所時間 |
|---------------|-----------|----------------|---------------|---------------------------------------|
| 私立 | 宮若さくらこども園 | 磯光 1317 番地 136 | 185 (保育所籍) | 7:00~19:00 (延長含む) |
| | | | 45 (幼稚園籍) | 9:00~14:30 預かり保育有 (14:30~17:00) |
| 計 | | | 230 | |

※資料：教育総務課・子育て福祉課（基準日 平成31年4月1日）

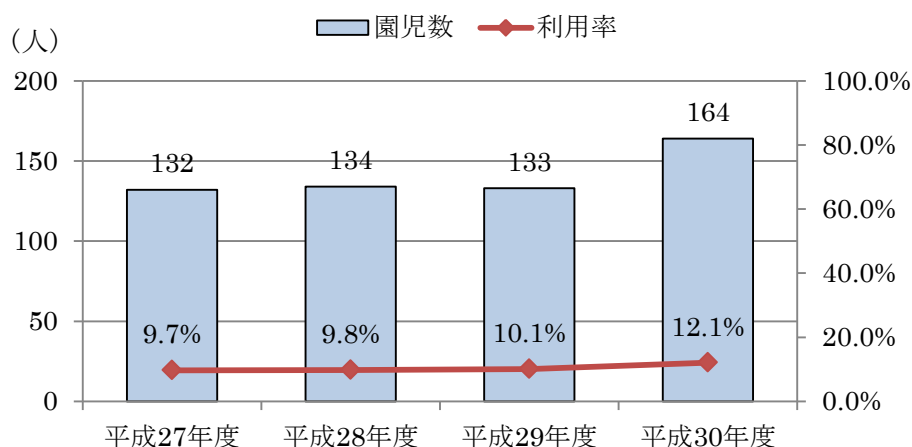
【認定こども園の入園対象児童数、園児数などの推移】

(単位：箇所、人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 認定こども園数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 入園対象児童数(0-5歳) A | 1,364 | 1,367 | 1,318 | 1,353 | |
| 園児数(5月1日時点) B | 132 | 134 | 133 | 164 | |
| | 幼稚園籍 | 11 | 7 | 6 | 20 |
| | 保育所籍 | 121 | 127 | 127 | 144 |
| 利用率 (B/A) | 9.7% | 9.8% | 10.1% | 12.1% | |

※資料：教育総務課・子育て福祉課（基準日 各年4月1日）

【認定こども園の園児数、利用率の推移】



※資料：教育総務課・子育て福祉課（基準日 各年4月1日）

(4) 学童保育所の状況

本市の学童保育所は、現在5箇所8クラブが設置されています。

入所対象児童のうち、学童保育所に登録している児童の割合（利用率）をみると、平成30年度では、低学年が28.3%、高学年が9.4%となっています。

| 区分 (公立・私立) | 名称 | 所在地 | 定員 (人) | 実施時間 |
|---------------|----------|-----------|-----------|---|
| 公立 | 宮田南学童保育所 | 宮田南小学校内 | 45 | [平日] 放課後～18:30 [土曜日・長期休暇] 8:00～18:30 |
| 公立 | 宮田北学童保育所 | 宮田北幼稚園内 | 80 | |
| 公立 | 宮田学童保育所 | 宮田小学校内 | 45 | |
| 公立 | 宮田東学童保育所 | 宮田東小学校敷地内 | 45 | |
| 公立 | 宮若西学童保育所 | 旧若宮小学校内 | 120 | |
| 計 | | | 335 | |

※資料：子育て福祉課（基準日 令和元年5月1日）

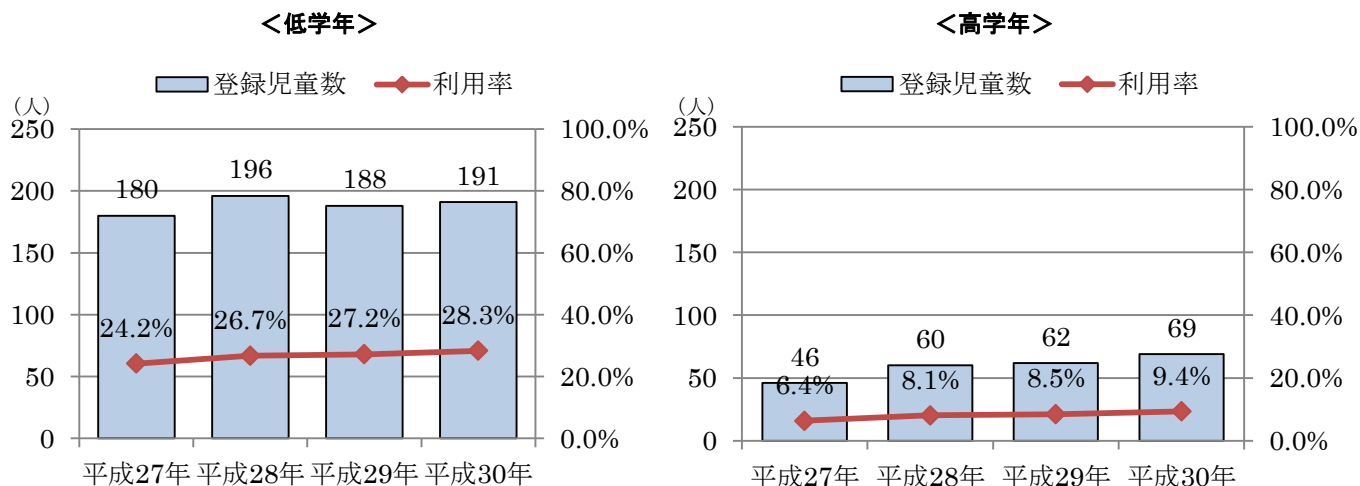
【学童保育所の入所対象児童数、登録児童数などの推移】

(単位：人、箇所)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数 | | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 低学年 | 入所対象児童数 A | 745 | 735 | 692 | 675 |
| | 登録児童数 B | 180 | 196 | 188 | 191 |
| | 利用率 (B/A) | 24.2% | 26.7% | 27.2% | 28.3% |
| 高学年 | 入所対象児童数 A | 716 | 737 | 733 | 733 |
| | 登録児童数 B | 46 | 60 | 62 | 69 |
| | 利用率 (B/A) | 6.4% | 8.1% | 8.5% | 9.4% |

※資料：子育て福祉課（基準日 各年5月1日）

【学童保育所の登録児童数、利用率の推移】



※資料：子育て福祉課（基準日 各年5月1日）

(5) 小学校・中学校の状況

本市の小学校は公立5校、中学校は公立2校となっています。

小学校、中学校の児童数・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は減少経過傾向にあり、平成30年度は1,404人になっており、中学校の生徒数についても減少傾向にあり、平成30年度は695人になっています。

| | 区分 (公立・私立) | 名称 | 所在地 | 学級数 | 在校児童(生徒)数 (人) |
|-----|---------------|--------|--------------|-----|------------------|
| 小学校 | 公立 | 宮田南小学校 | 宮田 3461 番地 | 14 | 285 |
| | 公立 | 宮田北小学校 | 龍徳 1464 番地 | 12 | 225 |
| | 公立 | 宮田東小学校 | 磯光 573 番地 | 8 | 168 |
| | 公立 | 宮田小学校 | 磯光 1888 番地 6 | 8 | 164 |
| | 公立 | 宮若西小学校 | 金丸 417 番地 1 | 21 | 532 |
| | 計 | | | | 63 |
| 中学校 | 公立 | 宮若東中学校 | 宮田 3410 番地 2 | 16 | 453 |
| | 公立 | 宮若西中学校 | 金丸 417 番地 1 | 9 | 252 |
| | 計 | | | | 25 |

※資料：学級編成資料（基準日 令和元年5月1日）

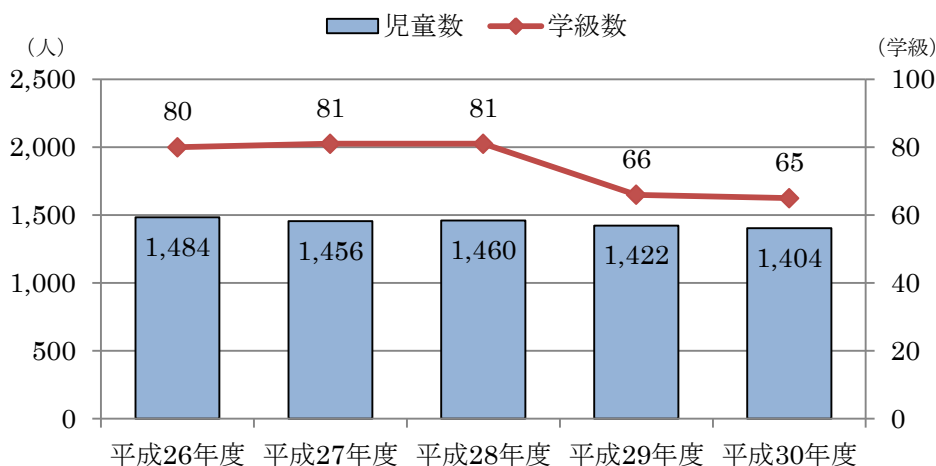
【小学校・中学校の児童数・生徒数、学級数などの推移】

(単位：人、学級)

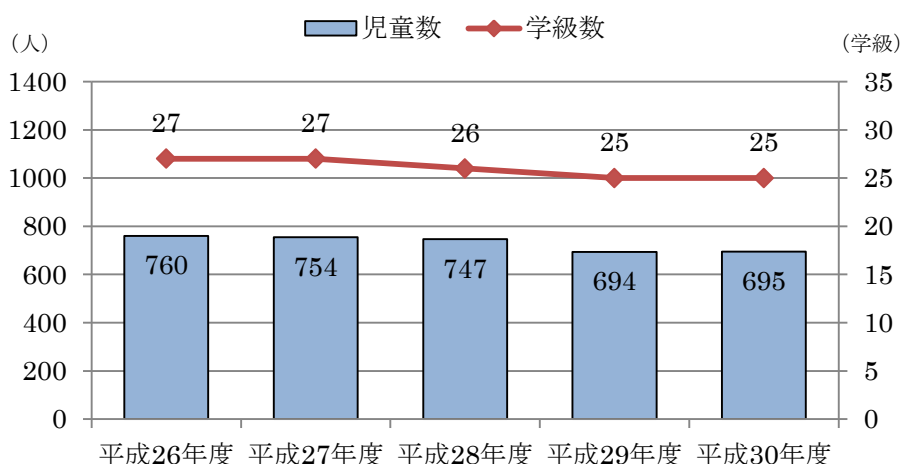
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 (5校) ※29年度～ | 学級数 | 80 | 81 | 81 | 66 | 65 |
| | うち 特別支援学級 | 9 | 11 | 12 | 13 | 13 |
| | 児童数 | 1,484 | 1,456 | 1,460 | 1,422 | 1,404 |
| 中学校 (2校) | 学級数 | 27 | 27 | 26 | 25 | 25 |
| | うち 特別支援学級 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| | 生徒数 | 760 | 754 | 747 | 694 | 695 |

※資料：学級編成資料（基準日 各年5月1日）

【小学校の在校児童数、学級数の推移】



【中学校の在校生徒数、学級数の推移】



※資料：学級編成資料（基準日 各年5月1日）

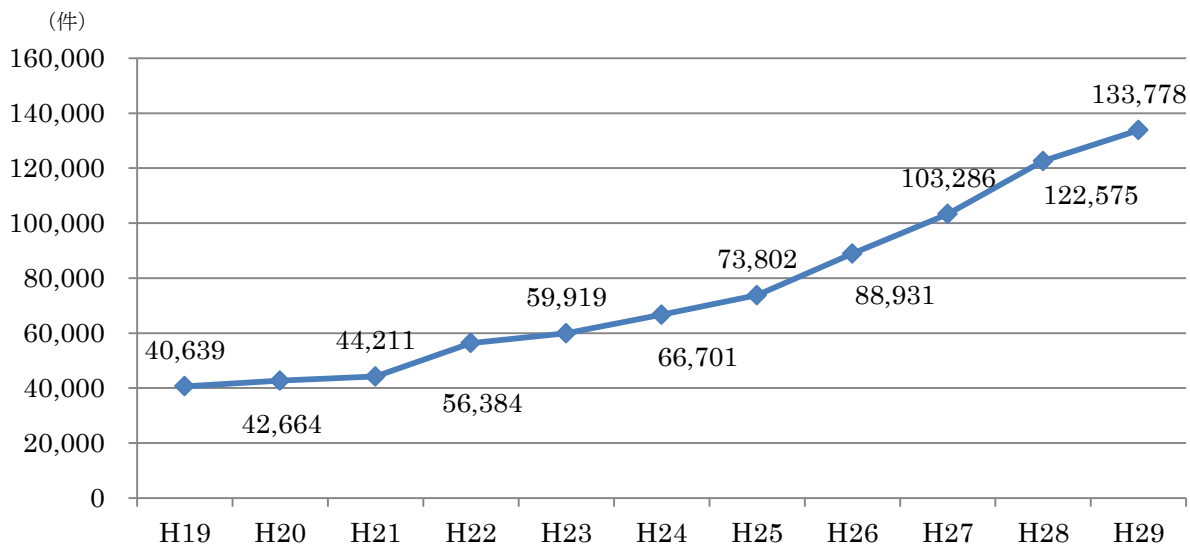
※平成29年4月より、笠松小学校、若宮小学校、山口小学校、若宮西小学校、吉川小学校を「宮若西小学校」に再編しました。

8. 子どもを取り巻く諸問題

(1) 全国の児童相談所における相談件数の推移

平成29年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は133,778件で、平成19年度と比べて約3.3倍となっており、年々増加しています。

【全国の児童相談所における児童虐待相談処理件数の推移】

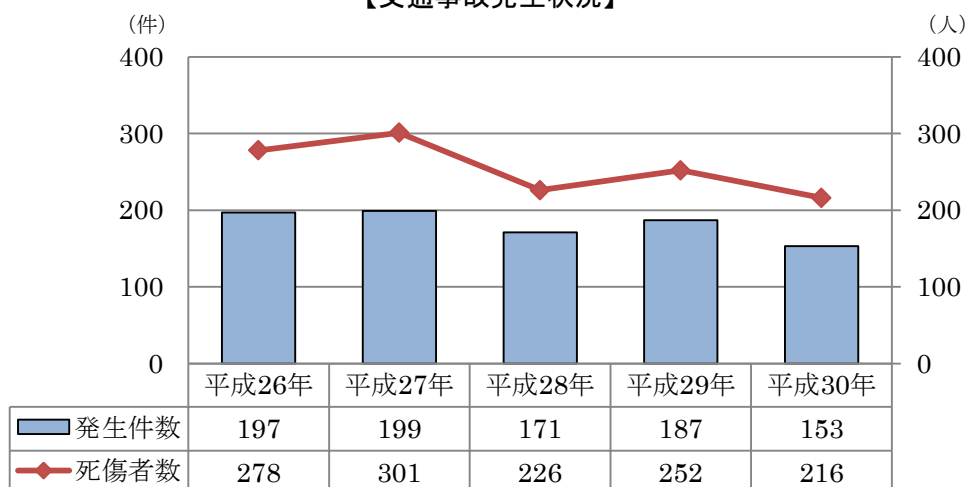


※資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(2) 交通事故発生状況

本市の交通事故発生件数をみると、平成26年から170件前後で推移しており、平成30年は153件となっています。また、死傷者数は250人前後で増減を繰り返しており、平成30年は216人となっています。

【交通事故発生状況】



※資料：福岡県警察「交通年鑑」

(3) 刑法犯発生状況

本市の刑法犯発生状況を見ると、平成30年においては、発生件数が200件を超えており、そのうち窃盗が全体の7割以上を占めています。

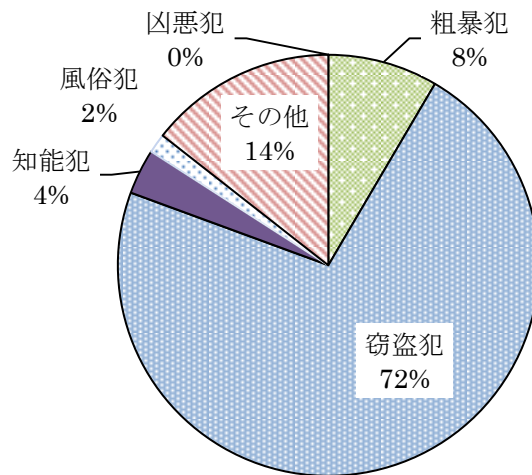
一方、福岡県の刑法犯少年の推移を見ると、平成29年では1,941人となっており、前年に比べ565人、平成25年と比べると2,099人減少しています。

【宮若市刑法犯発生状況】

(単位：件)

| 刑法犯罪 | |
|------|-----|
| 凶悪犯 | 0 |
| 粗暴犯 | 17 |
| 窃盗犯 | 145 |
| 知能犯 | 7 |
| 風俗犯 | 3 |
| その他 | 29 |
| 総数 | 201 |

【刑法犯罪種別】



※資料：福岡県警察「福岡県刑法犯市区町村別認知件数」（平成30年）

※端数調整のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

※凶悪犯：殺人、強盗、放火等

粗暴犯：障害、暴行、恐喝等

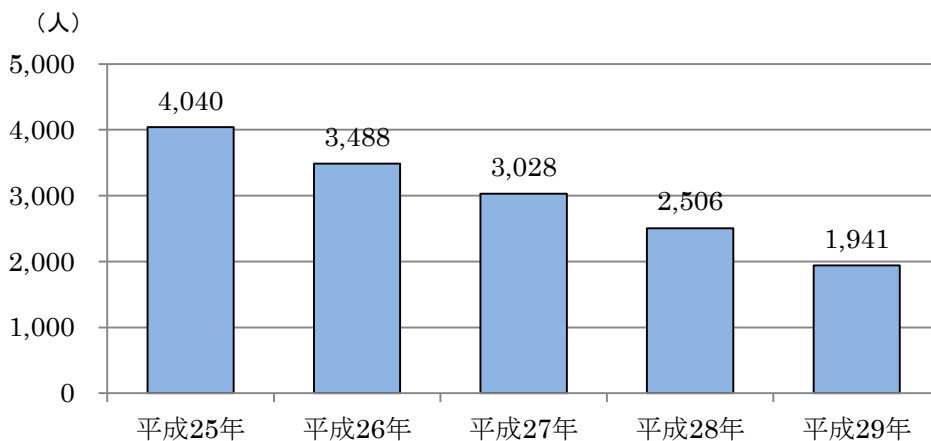
窃盗犯：盗み

知能犯：詐欺、横領、汚職等

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：住居侵入等

【福岡県刑法犯少年の推移】



※資料：福岡県警察「少年非行統計」

第3章
【計画の基本方針】

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市ではこれまで、変化する社会情勢に合わせて、地域で子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援センター等を設置したり、子育てサロンを実施したりするなど、地域全体で子育てを見守り、支援する体制づくりを進めてきました。

本計画では、第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承するとともに、宮若市子ども・子育て会議における意見を踏まえ、すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めます。

そのため、次世代育成支援行動計画で掲げてきた基本理念である『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を踏まえ、子どもの権利を守り、一人ひとりが個性を持ち、笑顔ですくすくと育つことができる環境を整えます。

基本理念

すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

2. 基本目標

基本目標1 地域における子育ての支援【地域子育て支援】

ライフスタイルの変化、仕事と家庭の両立などにより、多様な保育サービスへのニーズが近年高まっています。必要なサービスが必要な時に受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスと情報提供の充実を図ります。また、子育て家庭を地域全体で見守るための子育て支援センターの充実、子育て親子の交流の場の充実を図ります。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】

心身ともに健康で生活することは、すべての人が持っている当然の権利であり、すべての事象の原点となり、それ自体、何にも換えることなどできない重要な視点です。

妊婦健康診査や乳児全戸訪問等、国や県の規定に従い、保健、医療、福祉等各分野で連携して、親と子の健康の確保と増進に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などを背景として、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化しています。

本市では、子どもたちが次代を担う社会の一員として成長できるよう、学校・家庭・地域における教育環境の整備に努め、子どもの「生きる力」を育むために学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】

子どもを安心して生み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】

女性の社会進出が進み、結婚・出産しても働き続ける女性の姿が多くみられます。仕事と子育ての両立を推進するための様々なサービスの充実に努めるとともに、市内事業所に特定事業主行動計画の策定を促し、保護者が働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進【ライフステージに応じた支援】

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取組を進めていきます。

基本目標7 子ども等の安全の確保【安全対策】

本市では、自治会、老人会、PTA、地元企業などの団体と連携を図りながら、子どもたちの登下校時の見守り活動などを行い、安全の確保に努めます。

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護児童対策】

細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障がい児に対する福祉サービスなどを充実します。

また、虐待等の個別ケース事例が年々増加傾向にあり、内容も多岐にわたるため、迅速かつ適切な対応をするために、家庭児童相談員による相談支援のさらなる充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。

第4章

【子ども・子育て支援事業計画】

1. 教育・保育提供区域の設定

本市における教育・保育の提供区域は、市内全体を1圏域に設定します。

【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育施設

| 【事業内容】 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。 ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は学校教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。 ・令和元年度現在、市内には保育所（園）が4箇所、幼稚園が3箇所、認定こども園が1箇所、届出保育施設（事業所内保育）が2箇所、企業主導型保育施設が3箇所あります。 ・平成24年より公立幼稚園1箇所、平成31年4月より新設の認定こども園1箇所ですべて3歳児保育を実施しています。 |

○教育施設

(単位：人)

| 施設名 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|------------------|----|-----|-----|-----|
| 宮田南幼稚園（公立） | — | 35 | 35 | 70 |
| 宮田北幼稚園（公立） | — | 35 | 35 | 70 |
| 若宮幼稚園（公立） | 60 | 70 | 70 | 200 |
| 宮若さくらこども園（私立・新設） | 15 | 15 | 15 | 45 |
| 合計 | 75 | 155 | 155 | 385 |

○保育施設

(単位：人)

| 施設名 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宮田保育園（私立） | 12 | 24 | 30 | 30 | 32 | 32 | 160 |
| 福丸保育園（私立） | 10 | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 120 |
| なないろ保育園（私立） | 9 | 12 | 12 | 19 | 19 | 19 | 90 |
| なないろ保育園2（私立・新設） | 9 | 12 | 12 | 14 | 14 | 14 | 75 |
| 宮若さくらこども園（私立・新設） | 15 | 30 | 30 | 30 | 40 | 40 | 185 |
| 合計 | 55 | 98 | 104 | 113 | 130 | 130 | 630 |

※宮田保育園は、定員150人から定員160人へ増員予定。

※上記の人数は、県へ届出をしている利用定員数です。

○企業主導型保育施設

(単位：人)

| 施設名 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| かさまつ保育園（私立） | 12 | 14 | 14 | 27 | | | 67 |
| ぽたぽた園（私立） | 7 | 7 | 5 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| ぴーす保育園（私立） | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 合計 | 23 | 25 | 23 | 27 | | | 98 |

※企業主導型保育施設は企業が従業員の働き方に応じた保育サービスを提供する施設で、上記の人数は、定員数です。

【量の見込みの算出方法について】

令和2年度以降の「①量の見込み」については平成27年度から平成30年度の実績をもとに国が示した手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行って算出しています。

①1号認定

3～5歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

（単位：人）

| | | 平成30年度 (2018年度) (実績) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
|----------|-----------------------------------|---|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | | 176 | 178 | 170 |
| ② 確保の内容 | 特定教育・保育施設 (※1を除く) | 380 | 385 | 385 |
| | 企業主導型保育施設の 地域枠 | — | — | — |
| | 確認を受けない幼稚 園(※1を除く) | — | 70 | 70 |
| | 上記以外 ※1 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) | 181 | 530 | 508 |
| 過不足(②-①) | | 385 | 807 | 793 |
| | | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
| ①量の見込み | | 162 | 159 | 158 |
| ② 確保の内容 | 特定教育・保育施設 (※1を除く) | 385 | 385 | 385 |
| | 企業主導型保育施設の 地域枠 | — | — | — |
| | 確認を受けない幼稚 園(※1を除く) | 70 | 70 | 70 |
| | 上記以外 ※1 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) | 483 | 475 | 470 |
| 過不足(②-①) | | 776 | 771 | 767 |
| 量の確保方策 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内公立幼稚園3園（若宮幼稚園のみ3歳児保育実施）市内の認定子ども園を計上しています。 ・平成31年4月開園の民間の認定こども園の園児数は、45人としています。（3歳児：15人、4歳児：15人、5歳児：15人）。 ・市内の幼稚園の確保と量の見込みを比較して、過不足が生じていないため、確保数が不確定な近隣の私立幼稚園についても前計画と同様の幼稚園のみ計上しています。 ・他市町村委託内訳 直方市16人 鞍手町49人 新制度移行した近隣の私立幼稚園通園児3人（平成30年度実績） ・企業主導型保育施設の地域枠における人数は、定員数とは異なります。 | | |

②2号認定

3～5 歳児（保育の必要性があるが、学校教育利用希望が強いもの、それ以外の保育所の利用希望が強いもの）

（単位：人）

| | | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | | 令和 2 年度 (2020 年度) | | 令和 3 年度 (2021 年度) | |
|----------|---------------|--|----------|------------------------------|----------|------------------------------|----------|
| | | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 |
| ①量の見込み | | 406 | | 505 | | 487 | |
| | | 0 | 406 | 75 | 430 | 75 | 412 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 396 | | 473 | | 482 | |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0 | | 13 | | 13 | |
| 過不足（②-①） | | △10 | | △19 | | 8 | |
| | | 令和 4 年度 (2022 年度) | | 令和 5 年度 (2023 年度) | | 令和 6 年度 (2024 年度) | |
| | | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 | 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い | 左記 以外 |
| ①量の見込み | | 468 | | 462 | | 459 | |
| | | 75 | 393 | 75 | 387 | 75 | 384 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 482 | | 482 | | 482 | |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 13 | | 13 | | 13 | |
| 過不足（②-①） | | 27 | | 33 | | 36 | |
| 量の確保方策 | | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 ・企業主導型保育施設の地域枠における人数は、定員数とは異なります。 | | | | | |

③ 3号認定

〇 歳児（保育の必要性あり）

（単位：人）

| | | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) |
|-----------|---------------------|--|----------------------|----------------------|
| ①量の見込み | | 106 | 71 | 72 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 45 | 58 | 60 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | — | 11 | 11 |
| | 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) | — | — | — |
| | 長時間預かり保育 運営費支援事業 | — | — | — |
| 過不足 (②-①) | | △61 | △2 | △1 |
| | | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) |
| ①量の見込み | | 71 | 70 | 71 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 60 | 60 | 60 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 11 | 11 | 11 |
| | 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) | — | — | — |
| | 長時間預かり保育 運営費支援事業 | — | — | — |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 1 | 0 |
| 量の確保方策 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 ・ 入所申込みの内 4 名は育児休業延長の為の申込みと想定し、申込み数から差し引きます。(平成 30 年度育休延長の申込み実績より) ・ 企業主導型保育施設の地域枠における人数は、定員数とは異なります。 | | |

1～2 歳児（保育の必要性あり）

（単位：人）

| | | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) |
|-----------|---------------------|--|----------------------|----------------------|
| ①量の見込み | | 255 | 254 | 251 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 222 | 227 | 241 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | — | 24 | 24 |
| | 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) | — | — | — |
| | 長時間預かり保育 運営費支援事業 | — | — | — |
| 過不足 (②-①) | | △33 | △3 | 14 |
| | | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) |
| ①量の見込み | | 265 | 265 | 262 |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 241 | 241 | 241 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 24 | 24 | 24 |
| | 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) | — | — | — |
| | 長時間預かり保育 運営費支援事業 | — | — | — |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 3 |
| 量の確保方策 | | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より、私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 1 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所が新たに開設となりました。これにより、市内の保育施設は私立認定こども園 1 箇所、私立保育園 4 箇所、企業主導型保育施設 3 箇所となりました。 令和 2 年度より支援センターの定員増加及び毎日利用可能に変更予定です。 入所申込みの内 1 名は育児休業延長の為の申込みと想定し、申込み数から差し引きます。(平成 30 年度育休延長の申込み実績より) 企業主導型保育施設の地域枠における人数は、定員数とは異なります。 | | |

◆保育利用率の目標値

（単位：人）

| | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2021 年度) | 令和 6 年度 (2022 年度) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 3 歳未満児人口 (A) | 635 | 632 | 652 | 650 | 647 |
| 保育利用者 (B) | 320 | 336 | 336 | 336 | 336 |
| 保育利用率 (B/A) | 50.39% | 53.16% | 51.53% | 51.69% | 51.93% |

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

| |
|---|
| <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。 令和元年度現在、全4保育所（園）、認定こども園1箇所にて実施しています。 |
|---|

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|----------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ① 量の見込み | 248 | 224 | 233 | 233 | 233 | 233 |
| ② 確保の内容 | 248 | 224 | 233 | 233 | 233 | 233 |
| 過不足(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | ・2号、3号の認定者の増加と連動して利用者の増加が見込まれます。ニーズに対応した供給体制を整えます。 | | | | | |

※「①量の見込み」及び「②確保の内容」は、市外の保育所利用者は含んでいません。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業内容】

- ・保護者の勤務等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。
- ・令和元年度現在、5箇所を実施しています。運営については、宮若市社会福祉協議会に委託しています。

（単位：人）

| 学童名 | 定員 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 宮田南学童保育所 | 70 | |
| 宮田北学童保育所 | 80 | |
| 宮田学童保育所 | 45 | |
| 宮田東学童保育所 | 45 | |
| 宮若西学童保育所 | 120 | |
| 合計 | 360 | |

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|----------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ① 量の見込み | 220 | 252 | 255 | 251 | 250 | 242 |
| 1年生 | 72 | 74 | 79 | 70 | 70 | 69 |
| 2年生 | 48 | 55 | 60 | 63 | 57 | 57 |
| 3年生 | 49 | 50 | 47 | 51 | 54 | 48 |
| 4年生 | 33 | 46 | 44 | 43 | 46 | 44 |
| 5年生 | 13 | 17 | 15 | 15 | 14 | 15 |
| 6年生 | 5 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 |
| ②確保の内容 | 335 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| 過不足（②－①） | 115 | 108 | 105 | 109 | 110 | 118 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズが高くなってきている状況です。長期休暇中のみの利用など様々なニーズに対応した供給体制を検討していきます。 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していきます。 ・宮若西学童保育所について、若宮小学校跡地活用計画に基づき、整備します。 ・（仮称）光陵学童保育所について、宮若市学校等整備計画書（宮若東中学校区小学校編）に基づき、整備します。 ・宮田南学童保育所について、入所児童の増加に伴い定員を45人から70人に増員し、ニーズに対応した供給体制を整備していきます。 | | | | | |

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

| |
|---|
| 【事業内容】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（一週間程度）児童福祉施設等において児童を預かる事業です。 ・令和元年度現在、市外 2 箇所の施設に委託し実施しています。 |

| 施設名 | 所在地 | 対象 |
|--------------|-------------------|------------|
| 鞍手乳児院 | 鞍手町大字新延 448 番地 11 | 2 歳未満 |
| 児童養護施設 報恩母の家 | 岡垣町海老津 3 丁目 8-1 | 2 歳～18 歳未満 |

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

| | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) |
|-----------|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ①量の見込み | 85 | 29 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| ②確保の内容 | 10 | 29 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 過不足 (②-①) | △75 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | ・保護者の疾病や出産等により緊急時に対応できるよう実施していきます。 | | | | | |

※人日＝利用意向率×利用意向日数

(4) 地域子育て支援拠点事業

| |
|--|
| 【事業内容】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安に対する相談や援助の実施、親子の交流の場の提供、講習会等の実施など、地域の子育て家庭への支援拠点となる取組を実施しています。 ・令和元年度現在、3 箇所で実施しています。 |

| 施設名 | 開催場所 | 開設年月 |
|----------------|----------|-------------|
| 子育て支援センターさくらんぼ | 旧さくら幼稚園内 | 平成 21 年 4 月 |
| 子育て支援センターたんぽぽ | 図書館リコリス内 | 平成 24 年 5 月 |
| 子育て支援センターたけんこ | 若宮幼稚園内 | 平成 25 年 4 月 |

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回）

| | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) |
|-----------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ①量の見込み | 4,665 | 4,525 | 4,412 | 4,378 | 4,337 | 4,313 |
| ②確保の内容 | 4,665 | 4,525 | 4,412 | 4,378 | 4,337 | 4,313 |
| 過不足 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行通り実施していきます。 ・子育て支援センターのひろば利用については特に定員を設けていません。 ・ニーズに対応した供給体制を整えます。 | | | | | |

※人回＝利用意向率×利用意向回数

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。
- 量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- 預かり保育は、令和元年度現在、幼稚園 1 箇所、認定こども園 1 箇所で開催しています。

| 施設名 | 備考 |
|-----------|-------------------|
| 若宮幼稚園 | 預かり保育は週 5 日まで利用可能 |
| 宮若さくらこども園 | 預かり保育は週 5 日まで利用可能 |

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|--|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 181 | 530 | 508 | 483 | 475 | 470 |
| 1号認定による 利用 | 181 | 530 | 508 | 483 | 475 | 470 |
| 2号認定による 利用 | — | — | — | — | — | — |
| ②確保の内容 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 一時預かり事業 (幼稚園I型) | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 上記以外(私学助成 (預かり保育推進事 業)による預かり保育、 幼稚園における長時間 預かり保育運営費新事 業による3～5歳児の 受入れ等) | — | — | — | — | — | — |
| 過不足(②-①) | 2,019 | 1,670 | 1,692 | 1,717 | 1,725 | 1,730 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが高い状況ですが、保育の必要性のある方以外のニーズが高い状況です。 ・ 平成30年度は新制度に移行した私立幼稚園へ通園する園児のうち、一時預かり事業を利用した園児はいません。 ・ 令和2年度より、若宮幼稚園における預かり保育を週5日まで拡充します。(確保の内容：算出根拠) 市内幼稚園：10人(1日あたり)×5日×4週間×11ヶ月＝2,200人 ・ 平成30年4月に宮若東中学校区の3歳児教育を実施したさくら幼児園利用者の預かり保育の需要は10人程度でした。平成31年4月に開園した市内の民間認定こども園の預かり保育は、現在、1月あたり延べ日数が、10人程度となっています。 ・ 今後、幼稚園の無償化に伴い、幼稚園I型(市外)及びそれ以外の実態の把握が想定された場合、実態に即した見直しを行うことも検討します。 | | | | | |

※「①量の見込み」の平成30年度(実績)は、市内の公立幼稚園のみの実績値です。

2) 一時預かり事業 (その他)

【事業内容】

- 就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）などによる一時預かり事業です。
- 令和元年度現在、支援センター2箇所でも一時預かり事業を実施しています。

○一時預かり事業

(単位：人)

| 施設名 | 定員 | 備考 |
|----------------|----|------------------|
| 子育て支援センターさくらんぼ | 5 | 令和2年より定員15人に増加予定 |
| 子育て支援センターたけんこ | 5 | |

○子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

| 施設名 | 所在地 | 対象 |
|--------------|-------------------|------------|
| 鞍手乳児院 | 鞍手町大字新延 448 番地 11 | 2 歳未満 |
| 児童養護施設 報恩母の家 | 岡垣町海老津 3 丁目 8-1 | 2 歳～18 歳未満 |

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|--------------------------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 1,694 | 1,642 | 1,601 | 1,588 | 1,573 | 1,565 |
| ②確保の内容 | 2,690 | 5,620 | 5,615 | 5,620 | 5,620 | 5,620 |
| 一時預かり事業 (在園児対象型を除く) | 2,680 | 5,610 | 5,605 | 5,610 | 5,610 | 5,610 |
| 子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポ ート・センター) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て短期支 援事業(トワイ ライトステイ) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 過不足(②-①) | 996 | 3,978 | 4,014 | 4,032 | 4,047 | 4,055 |
| 量の確保方策 | <p>・ニーズが高くなってきている状況です。ニーズに対応した供給体制を整えます。</p> <p>(確保の内容 算出根拠：一時預かり事業) R2・R4・R5・R6 さくらんぼ：15人(1日あたり)×293日=4,395人日 たけんこ：5人(1日あたり)×243日=1,215人日 } 計 5,610人日</p> <p>(確保の内容 算出根拠：一時預かり事業) R3 さくらんぼ：15人(1日あたり)×293日=4,395人日 たけんこ：5人(1日あたり)×242日=1,210人日 } 計 5,605人日</p> | | | | | |

(6) 病児保育事業

【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・令和元年度現在、近隣市町村と連携し、1箇所を実施しています。

○病児保育事業

| 施設名 | 所在地 | 対象 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 病児・病後児室 メリーハウス（鞍手乳児院付設） | 鞍手町大字新延 448 番地 11 | 概ね生後 4 ヶ月～小学校 6 年生 |

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

| | 平成 30 年度 (2018 年度) (実績) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) |
|---------------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ①量の見込み | 57 | 56 | 59 | 58 | 57 | 57 |
| ②確保の内容 | 586 | 586 | 586 | 586 | 586 | 586 |
| 過不足 (②－ ①) | 529 | 530 | 527 | 528 | 529 | 529 |
| 量の確保方策 | <p>・近隣市町村と連携し、ニーズに対応した供給体制を整えます。 (確保の内容 算出根拠) メリーハウス定員 9 人/日 2 市 2 町での共同実施のため、1 市当たりの定員 9 人/日 ÷ 4 = 2.25 ≒ 2 人/日 R2～R6 2 人/日 × 293 日 = 586 日</p> | | | | | |

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

【事業内容】

- 子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子育てについての助け合いを行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- 市内にファミリー・サポート・センターはありません。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|--------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | — | — | — | — | — | — |
| ②確保の内容 | — | — | — | — | — | — |
| 過不足（②－ ①） | — | — | — | — | — | — |
| 量の確保方策 | ・実施の予定はありません。 | | | | | |

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(10) 利用者支援事業

【事業内容】

- 子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。
- 令和元年度現在、母子保健型について1箇所実施しています。

○利用者支援事業

| 施設名 | 所在地 | 対象 |
|------------|-----------------|----------|
| 保健センターパレット | 宮若市金生 1064 番地 1 | 妊娠期～子育て期 |

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|--------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型・特 定型 | — | — | — | — | — | — |
| 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型・特 定型 | — | — | — | — | — | — |
| 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足(②- ①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度より事業を実施しています。 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師などが専門的な見地から相談支援等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整えます。 | | | | | |

(11) 妊婦健康診査

【事業内容】

- ・本市に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過などの確認のため、受診について勧奨しています。
- ・妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|----------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 315 | 267 | 270 | 267 | 265 | 266 |
| ②確保の内容 | 315 | 267 | 270 | 267 | 265 | 266 |
| 過不足(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行通り実施していきます。 ・ ニーズに対してはすべて対応していきます。 | | | | | |

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・子育ての孤立化を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師等が訪問します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|----------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 205 | 215 | 217 | 215 | 213 | 214 |
| ②確保の内容 | 205 | 215 | 217 | 215 | 213 | 214 |
| 過不足(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行通り実施していきます。 ・ ニーズに対してはすべて対応していきます。 | | | | | |

(13) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 平成 30年度 (2018年度) (実績) | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|----------|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①量の見込み | 68 | 69 | 69 | 69 | 68 | 68 |
| ②確保の内容 | 68 | 69 | 69 | 69 | 68 | 68 |
| 過不足(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の確保方策 | ・ニーズに対してはすべて対応していきます。 | | | | | |

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及の推進

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無にかかわらず施設を利用できることや適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できることにおいて評価を得ています。

また、認定こども園は、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業等の実施に努めるものとされていることから、地域における身近な子育て支援の提供につながります。

今後においても、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存施設を最大限に活用した保育需要への対応や子育て支援の充実を図る視点から、認定こども園の普及を推進します。

5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などについて、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、また就学前施設に関する相談窓口を設けるなどの子育て支援を行います。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。また、保護者の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなどの子育て支援を行います。公立幼稚園における3歳児教育と一時預かり事業については、各園での実施状況が異なっており、今後の課題となっています。

(3) 保幼小連携の取組の推進

近年の少子化傾向の影響を受け、コミュニケーション能力の不足や人とのかかわりが消極的な子どもが少なくない状況が見られます。これらは、地域の同世代の仲間とかかわる体験や集団の中で社会性を育むという経験が少なくなっていることが考えられます。一人ひとりの幼児の育ちを大切にしながら、主体的にたくましく生活していく幼児を育てることを柱に掲げ、小学校へともに進学する幼稚園児、保育所児の教育・保育を通して、保幼小の段差をなめらかにしていく取組を大切にしています。

(4) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、特定教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ることを推進します。

(5) 特定教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等を実施する必要がある複数の指導監督等について、都道府県及び市町村との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部

の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるよう取り組みます。

(6) 特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、各地域における評価実践の優良事例の共有を図るよう推進します。

(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置

教育・保育者の資質の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、特定教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、教育環境の改善等について助言等を行う者(幼児教育アドバイザー)を育成・配置することを推進します。

(8) 保育充実事業の取組

保育園入所を希望する児童が増加傾向にあるため待機児童解消に向けた受け皿拡大と保育の質の向上を図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援事業に関する事業について、検討します。

(9) 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討します。

(10) 児童虐待防止対策の取組

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を引き続き推進していきます。また、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市子ども家庭総合支援拠点の整備の検討、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市の情報共有等、児童虐待防止対策に取り組みます。

第5章
【推進体制】

第5章 推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。

2. 関係機関との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

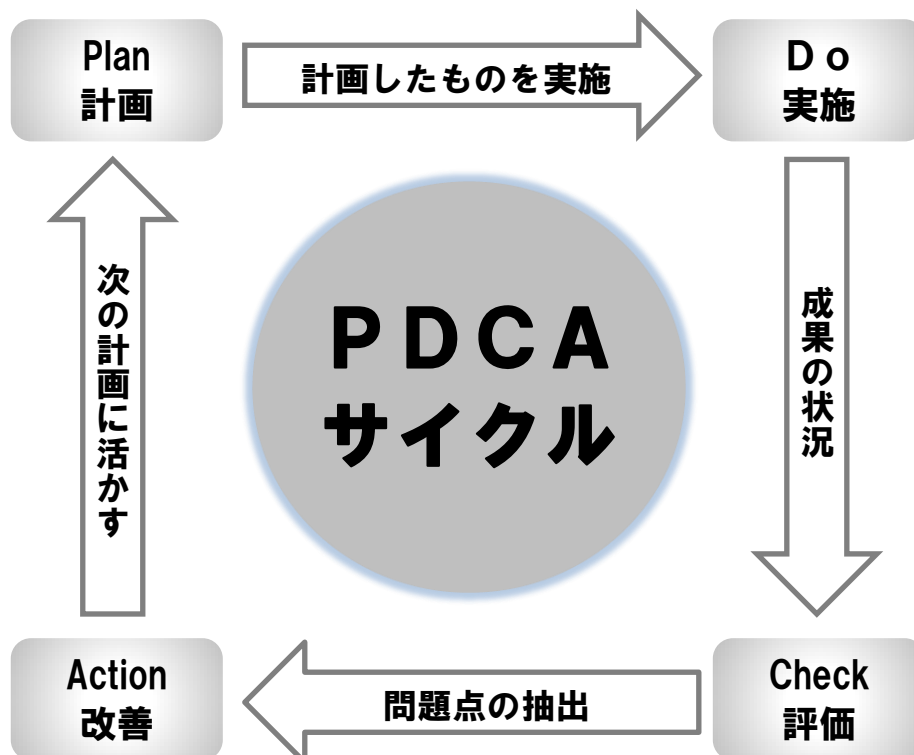
関係者それぞれが適切に役割をはたしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、宮若市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点にたち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保策」などに大きな乖離がみられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として計画の見直しを検討します。



【資料編】

1. 宮若市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第16号

改正 平成31年3月27日条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、宮若市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項
- (3) 本市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その

【 資料編 】

職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 宮若市子ども・子育て会議委員名簿

任期：任期：平成30年度～令和元年度

| No. | 選出母体 | 役職名 | 委員名 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 1 | 公募による市民 | | 古澤 めぐみ | 公募 |
| 2 | | | 今永 倫子 | 公募 |
| 3 | 子どもの保護者 | 福丸保育園 保護者会会長 | 日吉 力雄 | 保育園保護者 |
| 4 | | 後援会会長 | 占部 真彩子 寺敷 愛 | 認定こども園保護者(※) |
| 5 | | 若宮幼稚園 PTA副会長 | 蔣野 聖子 五嶋 小百合 | 幼稚園保護者(※) |
| 6 | | 保護者会会長 | 伊達 敦子 吉水 由衣 | 学童保育所保護者(※) |
| 7 | | 保護者代表 | 八尋 真耶 | 子育て支援センター利用者 |
| 8 | 子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者 | 園長 | ○杉山 育子 | 社会福祉法人 宮田親和会 |
| 9 | 子ども・子育て支援に関する 関係団体から推薦を受けた者 | 副会長 | 小島 ふみ | 宮若市子育てサークル「きらりん」 |
| 10 | | 主任児童委員 | 宇野 千恵 | 主任児童委員 |
| 11 | 子ども・子育てに関し学識経 験のある者 | 教授 | ◎三木 一司 | 近畿大学九州短期大学 |
| 12 | | 教授 | 植村 善太郎 | 福岡教育大学 |
| 13 | 関係行政機関の職員 | 教育委員 | 近藤 大 榊崎 久代 | 宮若市教育委員会(※) |
| 14 | | 宮田北小学校 校長 | 日高 暢裕 | 宮若市校長会 |
| 15 | | 社会福祉課長 | 吉田 浩子 | 県嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所 |

◎会長 ○副会長 (※) 印は、任期途中で委員の変更有

【資料編】

3. 宮若市子ども・子育て支援事業計画策定経過

| 会議開催日 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| <p>【第1回】 令和元年10月15日</p> | <p>①委嘱状の交付 ②宮若市子ども・子育て会議の概要について ③第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ④第1期宮若市次世代育成支援行動計画の進捗状況について ⑤第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画（案）について ⑥第2期宮若市次世代育成支援行動計画（案）について ⑦第2期宮若市次世代育成支援行動計画案の承認 ⑧その他</p> |
| <p>【第2回】 令和元年11月19日</p> | <p>①第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画（案）について ②第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画原案の承認 ③第2期事業計画案のパブリックコメントの実施について ④その他</p> |
| <p>【第3回】 令和2年2月10日</p> | <p>①第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画原案の承認</p> |

第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画

令和2年2月

発行 宮若市子育て福祉課
〒823-0011 宮若市宮田 29 番地 1
電話 0949-32-0517
FAX 0949-32-9430
